

平成26年度税制改正により

平成27年度から軽自動車税の内容が変わります！

●問合先 市役所税務課 市民税 G 内線 205 ~ 207

■原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税率

原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車等に係る軽自動車税について、登録されている全ての車両の税率が変わります。

原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車の税率

車種	排気量	旧税率（年額）	新税率（年額）	
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円	
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円	
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円	
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円	
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円	
小型特殊自動車	農耕作業用	二輪のもの	1,600 円	2,400 円
		四輪のもの 1,000cc 以下	2,400 円	
		四輪のもの 1,000cc 超	3,100 円	
	その他	4,700 円	5,900 円	

■四輪等の軽自動車の税率

軽四輪車等に係る軽自動車税について、平成 27 年 4 月 1 日以降登録される新車から税率が変わります（平成 27 年 3 月 31 日までに登録された車両の税率は変わりません）。

※軽自動車税は、各年度の 4 月 1 日現在、軽自動車等の所有者として登録されている方に課税されます。

平成 27 年度に
税率が変わる車両

⇒

平成 27 年 4 月 1 日に
登録される新車

⇒

平成 27 年 4 月 2 日以降に
登録される新車

■経年車に係る重課税率 こちらだけ平成 28 年度から！

自然にやさしい環境づくりを進める観点から、新車新規登録から 13 年を経過した軽四輪車等について、平成 28 年度分から新税率の概ね 20% の重課税を行います。

【対象から除外される車両】

- ・電気軽自動車
- ・天然ガス軽自動車
- ・メタノール軽自動車
- ・混合メタノール軽自動車
- ・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

四輪以上および三輪の軽自動車の税率

車種	用途	平成27年3月31日までの登録車(年額)	平成27年4月1日以降の登録車(年額)	登録後13年超(経年重課税/年額) ※平成28年4月1日から適用	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	

■減免対象の拡充

減免の対象が、身体障がい者で 18 歳以上の場合は、本人所有名義の車両に限られていましたが、本人と生計を一にする方が所有する車両も減免対象となります。